

一般社団法人省エネ環境推進機構会員規約

< 第1章 総則 >

第1条（本会員規約の範囲）

本規約は、一般社団法人省エネ環境推進機構（以下、「弊機構」とします）の定款の定める会員となった法人、団体、各事業者または個人に適用されます。

第2条（会員）

弊機構の指定する手続きに基づき、本規約を承諾の上、本協会の会員制度への入会を申し込み、弊機構が承認したものを会員といたします。

2 会員とは、弊機構の特別会員A、特別会員B、一般会員、賛助会員をいいます。

1. 特別会員A 弊機構の目的に賛同するもので、行政書士や中小企業診断士、エネルギー管理士などの資格を持ち、「省エネ環境診断士」試験に合格し、弊機構が認定した個人。
2. 特別会員B 弊機構の目的に賛同するもので、「省エネ環境診断士」試験に合格し、弊機構が認定した個人。
3. 一般会員 弊機構の目的に賛同するもので、環境対策などで弊機構から支援を必要としている法人、団体、各事業者。
4. 賛助会員 弊機構の目的事業を賛助し、活動を支援頂ける法人、団体、各事業者または個人。

< 第2章 サービス >

第4条（サービス）

会員は、弊機構の行う以下のサービスを利用することができます。

1. 弊機構の一般会員様をご紹介致します。（1. は、特別会員Aのみが利用できます）
2. 弊機構の情報紙面をご提供致します。
3. 弊機構のセミナーや会合等へご案内致します。
4. 環境保全や省エネ対策に関してご相談頂けます。

第5条（サービスの一時的な中断）

弊機構は次に該当する場合には、会員に事前に連絡することなく、一時的にサービスの提供を中断する場合があります。この場合、弊機構は可能な限り速やかにサービスを復旧するよう努力いたしますが、中断期間に相当する会費の返還は行わないものとします。

1. 火災、停電等によりサービスの提供ができなくなった場合
2. 地震、噴火、洪水、津波等の天災によりサービスの提供ができなくなった場合
3. 戦争、暴動、争乱、労働争議等によりサービスの提供ができなくなった場合
4. その他、運用上、技術上サービスの提供の一時的な中断を必要と判断した場合

第6条（本会員規約の変更）

弊機構は、将来にわたって、サービス内容及び料金を含め、本規約の一部を変更することがあります。この場合には、サービスの提供条件は、変更された本規約において規定するところによるものとしします。

2 本規約を変更するときは、弊機構はその内容を会員に公開します。会員は、当該通知が行われた日に変更された本規約に合意したものとみなされます。

<第3章 入会申し込みと契約>

第7条（申し込み）

入会を希望するものは、弊機構指定の入会申込書に必要事項を記入の上弊機構に提出し、入会を申し込むものとしします。

第8条（入会申し込みの不承認）

以下の行為が認められた場合、入会申し込みを承認しないことがあります。

1. 入会申し込みの際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、記入漏れのあった場合
2. 入会申し込み後一定の期間を経過しても、会費の支払いがない場合
3. 過去に弊機構から会員資格を取り消されたことがある場合
4. その他、弊機構が会員契約を結ぶことを不相当と判断した場合

第9条（入会金、会費等の納入）

会費は年会費制とし、原則として、弊機構発行の請求書による前納一括払いとしします。

2 入会金は定めがあるものについては入会時に一括払いとしします。

3 入会金及び会費は、以下に定めるとおりとしします。

特別会員A 入会金 - 年会費 5,000円
(入会金、初年度年会費は省エネ環境診断士養成講座の料金に含まれます)

特別会員B 入会金 - 年会費 5,000円
(入会金、初年度年会費は省エネ環境診断士養成講座の料金に含まれます)

一般会員 入会金 3,000円 年会費 3,000円

賛助会員 入会金 50,000円 年会費 10,000円

第10条（会費等の払い戻し）

会員並びに協力会員が既に納入した会費等については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとしします。第5条の場合にも同様としします。

第11条（会員証の発行と管理責任）

弊機構は、会員に会員証を発行します。

2. 会員証は年会費支払確認後の発行となります。
3. 弊機構が発行した会員証は会員の責任において管理するものとします。弊機構は会員がこれらを消失、又は第三者に使用されたことによって会員が被る損害について一切責任を負わないものとします。
4. 弊機構が発行した会員証は第三者と共有することや、第三者への貸与、譲渡は一切禁止します。会員は、これらを第三者に流用されることの無いように各会員が責任を持ってこれを管理するものとします。

第12条（有効期間）

本規約に基づく会員契約期間は、会員証発行日から1年間とします。

- 2 期間満了日の3ヶ月前までに、会員又は弊機構から相手方に対し書面による特段の意思表示が無い場合には、更に契約期間を1年間ずつ自動更新するものとし、以後も同様とします。

第13条（変更の届け出）

会員は、その名称、住所、連絡先等弊機構への届け出事項に変更が生じた場合には、速やかに所定の変更手続を行うものとします。

- 2 会員が第1項の変更申し込みをしなかったことにより不利益を被った場合でも、弊機構はその責任を一切負わないものとします。

第14条（退会）

会員は、弊機構所定の手続により、退会することができます。ただし、未払いの会費等がある場合には、会員は、退会後も弊機構に対する未払い分の支払いを免れないものとします。

第15条（サービスの停止）

会員が会費等の支払いを遅延した場合、弊機構は会員に事前に通知することなく、第4条におけるサービスの全部又は一部を停止することができるものとします。

第16条（会員資格の取り消し）

弊機構は、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合、会員たる資格を取り消すことができるものとします。

1. 弊機構の名誉を著しく傷つける行為、または会員としての品位を損なう行為があったと弊機構が認めた場合
2. 会費の支払いが会期開始日より3ヵ月以上遅滞した場合

3. 法令若しくは公序良俗に反する行為を行った場合
4. 本規約又はその他弊機構が定める規約に違反した場合
5. その他、弊機構が会員として不相当と認める相当の事由が発生した場合

< 第4章 著作権 >

第17条（著作権）

サービスによって提供される情報の著作権は弊機構に帰属します。

第18条（情報の二次利用）

サービスによって提供される情報を、複製、編集、加工、発信、販売、出版その他いかなる方法においても、著作権法に違反して使用することを禁止します。

< 第5章 一般条項 >

第19条（個人情報の取扱い）

弊機構は、会員より申し込み時に提供された個人情報を、弊機構が定める個人情報保護方針に沿って、サービスの提供を目的とする場合にのみ使用するものとします。

第20条（損害賠償）

弊機構は、サービスの内容、提供の中断、提供中の事故等によって、直接または間接的に生じた会員またはそれ以外の第三者の損害については、その内容、方法の如何にかかわらず賠償の責任を負わないものとします。

2 会員はサービスの利用に基づく第三者との損害賠償請求などの訴訟に弊機構を当事者等として関与させないことに同意するものとします。

3 会員が本規約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって弊機構に損害を与えた場合、弊機構は当該会員に対して損害賠償の請求ができるものとします。

第21条（適用法）

弊機構がサービスの提供に際して適用する法律は日本の国内法とします。

第22条（専属的合意管轄裁判所）

弊機構と会員の間で、訴訟の必要が生じた場合、札幌地方裁判所を利用者と弊機構の第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則 本会員規約は、平成22年4月1日より実施します。